

船橋市特定保健指導（積極的支援）業務委託に関するプロポーザル 質問及び回答

NO	質問内容	回答
1	船橋市の業務委託の競争入札参加資格を現時点で有していませんが、取得予定の場合もプロポーザルへ参加できますか。	競争入札参加資格については、取得予定の場合ではプロポーザルの参加申し込みはできません。参加申し込みの締め切りまでに競争入札参加資格を取得いただき、その他必要書類とともに参加申し込みをお願いします。 詳しくは船橋市特定保健指導（積極的支援）業務委託に関するプロポーザル実施要領 6. 参加資格をご覧ください。
2	担当責任者についてですが、指導資格のない担当窓口でも問題ないでしょうか。※統括責任者（営業窓口）と指導責任者といった体制を想定しております。	様式4の「特定保健指導業務に係る人員体制」の記入にあたり、「当市担当責任者」は、常勤の管理者（特定保健指導に関わる業務に付随する事務の管理を行う者）としておりますので、必ずしも医師、保健師又は管理栄養士の資格は必要ではありません。 「特定保健指導統括者」は、常勤の医師、保健師又は管理栄養士としています。
3	利用券等送付については、貴市で実施する想定になりますでしょうか。	市から健康診査受診結果通知表と特定保健指導利用券を対象者へ送付します。市から送付後、受注者から特定保健指導利用案内を送付することとしています。
4	利用勧奨通知を郵送で行う際の封筒については、利用者の目線から考えて、受託者の封筒より市の名義が入った封筒を利用することが望ましいかと思われませんが、市の名義の入った封筒を利用させていただくことは可能でしょうか。	受注者が対象者に送付する特定保健指導利用案内については、市名義の封筒を使用いただくことは想定しておりません。受注者が用意する利用案内文やその他文書、または送付用封筒に市から業務委託を受けていることを記載する等の工夫をお願いします。 なお、詳細については受託候補者決定後に市と協議のうえ、決定します。
5	対面面接を実施する場合は、船橋市が指定する場所にて、対象者の生活圏域に配慮して行うこと。と記載がありますが、対面の場合は、船橋市の施設を借りることは可能でしょうか。	「船橋市が指定する場所」に関しては、市で保有する公共施設を想定しています。現在は船橋駅前総合窓口センターや、対象者の生活圏域に合った公民館等で対面面接を実施しています。 なお、会場の予約等については市で手配します。
6	外部サービス選定基準に「（2）個人情報や住民の生命・財産に関わる情報、その他、非公開情報のデータが保存されるデータセンターは日本国内になること。」と記載がありますが、こちらはウェアラブル端末から取得したデータについても同様という認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
7	ウェアラブル端末の精度はどの程度の端末を想定されていますでしょうか。	令和7年度船橋市特定保健指導（積極的支援）業務委託仕様書 6. 業務の内容（2）受注者の事前準備③の要件を満たしたものとします。
8	ウェアラブル端末貸与の期間は支援期間中とありますが、初回面接から実績評価終了までの期間かと思えます。3カ月で実績評価完了となり6カ月後のフォローアップ支援が必要な方的場合、3カ月で貸与終了という認識で合っていますでしょうか。	3か月で評価終了となった場合は6か月後のフォローアップ支援完了後、4か月以降に評価終了となった場合は実績評価完了後までの貸与を想定しています。

**船橋市特定保健指導（積極的支援）業務委託に関するプロポーザル
質問及び回答**

NO	質問内容	回答
9	ウェアラブル端末の回収については、6か月フォローアップが完了した後でしょうか。それとも、180ポイント達成後(実績評価後)でしょうか。	3か月で評価終了となった場合は6か月後のフォローアップ支援完了後、4か月以降に評価終了となった場合は実績評価完了後を想定しています。
10	ウェアラブル端末の送付タイミングについて、オンライン面談でも初回面談時に使い方のレクチャーまでを実施する想定ですが、面談前に郵送してはいけませんか。	初回面接のキャンセルを想定し、オンライン面接の場合は初回面接終了後に送付をお願いします。
11	ウェアラブル端末を希望しない方というのはご自身で既にお持ちの人の想定でしょうか。ICTに苦手意識のある方でしょうか。	ご自身で既にお持ちの方やICTに苦手意識のある方のどちらも想定しています。
12	ウェアラブル端末を希望しない方への健康管理に役立つツールについては例えばどのようなものを想定されていますでしょうか。	健康管理に役立つツールであれば特に制限は設けておりませんので、健康機器やグッズ、食品等、各社でご検討ください。受託候補者決定後に市と協議のうえ、決定します。